

地方交付税は一般補助金ではない
― 特定補助金化した制度の下での税源移譲の効果 ―

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング・嘉悦大学非常勤講師

大塚 勲

本稿は地方交付税制度を介した国の歳出管理の実態を検討することで、基準財政需要額(以下、需要額という)が特定財源として機能してきた可能性が高いことを明らかにしている。まず、『地方交付税制度解説(補正係数・基準財政収入額篇)』から需要額が特定財源として機能しうる構造にあることを示している。次に96、2000、2004年度の市部の目的別歳出額を利用した回帰分析を行い、これらの推定結果から需要額の算定上の特徴が抽出しうるか否かを検証している。これらの検討によって需要額が法定された制度経費の積算結果で国庫支出金と補完関係にあること、市町村歳出の9割を占める自治省、文部省、厚生省、建設省所管の目的別歳出を集計した場合に、需要額算定上の特徴が顕著に抽出しうることを明らかにしている。この結果、地方交付税制度は需要額をこれら4省に配分することで歳出管理を各省に委ねる仕組みであり、こうした歳出管理が行われることで、需要額はほぼ特定財源として機能し、従って地方交付税も特定補助金としての役割を果たしてきた可能性が高いと結論付けている。

需要額の算定の特徴には以下を利用している。大塚(2006)では各市町村の需要額と歳出総額の回帰分析から得られる決定係数が2004年度には0.98を超え、これが75年度から2004年度までほぼ継続していることを明らかにし、3つの特徴を抽出している。①人口と面積の重回帰分析によってともに高い決定係数が得られること、②毎年更新される住民基本台帳人口より5年に1度更新される国勢調査(以下、国調という)人口を使用した場合の決定係数が高いこと、③2000年度においては2000年国調より95年国調を利用した場合の決定係数が高いことである。これらは、需要額の算定上、当然の結果であるが、歳出総額では自明でなく、需要額の影響を受けた結果であることを検証している。本稿は、この結果を目的別歳出額に適用して分析している。

また、特定補助金化している制度の下で地方への税源移譲の効果を、市町村を対象に簡単なシミュレーションによって検討している。まず、税源を1単位市町村に移譲する場合、政府は1単位の税源を移譲しても地方交付税0.75単位しか削減できないため、差し引き0.25単位の追加支出を行うことになる。従って市町村は、1.25単位の財源を獲得することができ、留保財源0.25単位と各省の事業経費1単位となる。この場合、各省の事業に対する裁量は拡大しないが、0.25単位の裁量的財源を獲得できるため、見かけ上、地方分権が進んだように見える。一方、国庫補助負担金を1単位削減して税源1単位を移譲する場合、本稿の結果では市町村が1単位の税収と0.5単位の地方交付税を受け取る。ここでは留保財源として0.25単位、投資的経費に0.25単位、各省の事業に1単位充てることができる。このため、ここでも既存の事業に加え、新たな財源を得るため、この経費分が地方分権を演出することになると結論付けている。